#### 第875回宮城県教育委員会定例会日程

日 時:平成28年1月14日(木)午後1時30分から

場 所: 県行政庁舎16階 教育委員会会議室

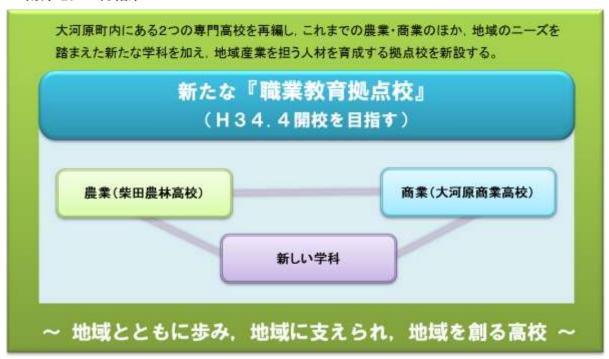
- 1 出席点呼
- 2 開 会 宣 言
- 3 第874回教育委員会会議録の承認について
- 4 第875回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告
- (1) 大河原地域における高校のあり方検討会議の開催について (教育企画室)
- (2)職員の交通事故に係る和解について (福 利 課)
- (3) 県立特別支援学校の分校設置について (特別支援教育室)
- 6 議事
  - 第1号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則 (教 職 員 課) の一部改正について
  - 第2号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について (教職員)課)
  - 第3号議案 宮城県美術館協議会委員の人事について (生 涯 学 習 課)
- 7 課長報告等
- (1) 平成28年度以降の初任者研修について (教 職 員 課)
- (2) 平成30年度(平成29年度実施)の教員採用選考について (教職員)課)
- (3) 平成26年度における不登校児童生徒の追跡調査の結果について (義 務 教 育 課)
- 8 資料(配付のみ)
- (1)教育庁関連情報一覧 (総 務 課)
- (2) みやぎっ子ルルブルフォーラムの開催について (教育企画室)
- (3) いじめ・不登校対策及び学校安全の体制整備について (教職員課・義務教育課・スポーツ健康課)
- (4) 平成28年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について (高 校 教 育 課)
- 9 次回教育委員会の開催日程について
- 10 閉 会 宣 言

#### 「大河原地域における高校のあり方検討会議」の開催について

#### 1 開催目的

今後の南部地区において想定される生徒数の減少等を踏まえ、大河原町内にある2つの専門高校(柴田農林高校・大河原商業高校)を再編し、新たな職業教育拠点校を新設するにあたり、地域のニーズを踏まえた魅力ある高校づくりを推進するため、本県としては初めて「大河原地域における高校のあり方検討会議」を開催し、地域の方々から様々な意見を伺い、具体的な再編案を共に検討していくもの。

#### 2 南部地区の再編案



■ 開校時期 : 平成34年4月(予定)

■ 設置場所 : 柴田農林高校敷地内に新校舎を設置予定

#### 3 会議の開催概要

#### (1)会議の構成員

- ·大河原町長,大河原町教育委員会教育長
- · 両校関係者(校長, PTA会長, 同窓会長)
- 地元中学校関係者, 町商工会長, 地区PTA会長 等

#### (2)協議内容

- ・今後の農業教育及び商業教育のあり方について
- ・新しい学科のあり方について
- ・新たな学校に期待すること等について
- ・魅力ある学校づくりに向けた地域との連携・協力のあり方について 等

#### 4 今後のスケジュール

平成 28 年 3 月 17 日 平成 28 年度末まで

第1回検討会議開催(第2回以降は順次開催)

検討会議での議論を踏まえ、新県立高校将来構想第3次実施計画を 決定・公表

#### 県立特別支援学校の分校設置について

仙台圏における知的障害特別支援学校の狭隘化の問題に対応するため、地域の小・中学校の校舎や余裕教室を活用した特別支援学校の分校等の設置について、これまで検討を進めてきたところである。

今回,塩竈市及び仙台市との間で、分校設置について以下のとおり合意に至ったものである。

#### 1 (仮称)利府支援学校塩竈校の設置概要(予定)

- (1) 設置校 塩竈市立第二小学校(塩竈市小松崎10番1号)
- (2) 設置学部 小学部 (15~20人)
- (3) 教室等 教室5 活動室1 職員室1 保健室1
- (4) 対象学区 塩竈市 松島町 七ヶ浜町
- (5) 供用開始 平成29年4月
- (6) これまでの経過及び今後の予定
  - ・平成27年 7月11日 第二小学校保護者説明会(約100人参加)

  - ·平成27年 7月30日 利府支援学校保護者説明会(約15人参加)
  - ・平成27年12月22日 設置準備委員会開催
  - ・平成28年1月~ ワーキンググループ開催,改修設計
  - ・平成28年度 地域住民説明会・保護者説明会開催,改修工事

#### 2 (仮称) 小松島支援学校松陵校の設置概要 (予定)

- (1)設置校 旧仙台市立松陵小学校(仙台市泉区松陵4丁目28番地の2)
- (2) 設置学部 小学部・中学部 (30~40人)
- (3)教室等 教室9 活動室3 職員室1 保健室1
- (4) 対象学区 仙台市北東部
- (5) 供用開始 平成30年4月
- (6) これまでの経過及び今後の予定
  - · 平成 2 7年 5月 28日

29日

1201 地域住民説明会(約70人参加)

· 平成27年12月22日 小松島支援学校PTA役員説明会(11人参加)

保護者あて分校設置に係るお知らせ配布

· 平成 2 8 年 1 月 1 3 日 小松島支援学校保護者説明会

· 平成 2 8 年度 改修設計

地域住民説明会·保護者説明会開催

設置準備委員会・ワーキンググループ開催

· 平成 2 9 年度 改修工事

#### 第1号議案

# 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償 の支給規則の一部改正について

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則(昭和36年 宮城県教育委員会規則第2号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年1月14日提出

宮城県教育委員会教育長 髙 橋 仁

宮 城 県 教 育 委 員 会 に 属 す る 職 員 等  $\mathcal{O}$ 旅 費 及 び 費 用 弁 償  $\mathcal{O}$ 支 給 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 規 則

宮 城 県 教 育 委 員 会 に 属 す る 職 員 等  $\mathcal{O}$ 旅 費 及 び 費 用 弁 償  $\mathcal{O}$ 支 給 規 則 昭 和 三 + 六 年 宮 城 県 教 育 委 員 슾

第  $\equiv$ 条  $\mathcal{O}$ を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改  $\otimes$ る

規

則

第

号

 $\mathcal{O}$ 

部

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

改

正

す

る

第 三 条  $\mathcal{O}$ 削 除

附 則

施

行

期

日

۲  $\mathcal{O}$ 規 則 は 平 成 + 八 年 几 月 日 か 5 施 行

す

る

1

経 過 措 置

2

改 正 後  $\mathcal{O}$ 宮 城 県 教 育 委 員 会 に 属 す る 職 員 等  $\mathcal{O}$ 旅 費 及  $\mathcal{U}$ 費 用 弁 償  $\mathcal{O}$ 支 給 規 則  $\mathcal{O}$ 規 定 は  $\mathcal{O}$ 規 則  $\mathcal{O}$ 

施 行  $\mathcal{O}$ 日 以 後 に 出 発 す る 旅 行 に 0 11 て 適 用 L 同 日 前 に 出 発 L た 旅 行 に 0 11 て は な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に

ょ る。

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正新旧対照表

| 改正後          | 現  | 備考                            |
|--------------|--|-------------------------------|
| 第一条から第二条まで 略 | 第一条から第二条まで 略                                   |                               |
| 第三条 略        | 第三条 略  |                               |
| 第三条の二 削除     | が別に定めるものとする。<br>第三条の二 条例第二条第三項の「在勤地」の地域は、教職員課長 | <ul><li>○在勤地内旅行の廃止に</li></ul> |
| 第四条から 略      | 第四条から 略  | T.                            |
|              |  |                               |

# 旅費制度の見直し[在勤地内旅行の廃止]説明資料

# 半径8kmの円を描いた地域 在勤地内旅行とは・・・・・ の中を旅行すること。 4.2km 勤務 場所 4.2km システム距離 8km [現行]

→ 勤務場所 → 目的地 → (自家用車) : 勤務場所 → (自家用車) 旅行経路

田的拓

(4. 2km)

⟨4. 2km⟩

8. 4km 4. 2km = : 4. 2km + 旅費計算

|   |         | I   |   |        |             |           |             |                      |
|---|---------|-----|---|--------|-------------|-----------|-------------|----------------------|
|   | \<br>\b |     |   | 7      | 在勤地内旅       | 旅行        |             | た 誰 社 足 む が          |
|   |         |     | 4km未満                                     | 4km以上. | 4km以上16km未満 | 16km以上    | 25km超       | 1工 美ガェビクトガベイリ        |
|   | 一般交通機   | 1機関 | ※実費                                       | 胀      | 費           | 実 費       | 実費          | 経済的な経路<br>(必要に応じて実費) |
|   | ;車出多目   | 車等  | ※100日                                     | 320円   | OH.         | 640円      | 田撃×∞32円     | 距離×@32円              |
|   | 田 次     | 車   | 支給しない                                     |        | 支給しない       | は給しない     | 支給しない 支給しない | 支給しない                |
| 1 | 11/1/1  | -   | ** 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 | +      | 17 341      | イターが用からない |             | 机大学被留了               |

一般父連破照に ※行程4km未満は原則支給しないが、公務上必要な場合は, ついては実費,自家用車等は「定額100円」を支給する。

# (課題)

現行の旅費システムでは、在勤地内(半径8km以内)の判定を自動で行わないた 旅費担当者が在勤地内・外の判定をした上で旅費システムに入力する必要があ り,誤入力による旅費支給額の誤りが発生しやすい状況にある。 B,

〈参考〉教育庁の平成25年度旅行件数

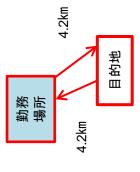
407, 799件

うち在勤地内旅行

139, 234件(34, 1%) 113, 694件(81. 7%) (在勤地内旅行のうち自家用車旅行)

【改正後】

半径8kmの円がなくなる。 在勤地内を廃止すると,



→ 勤務場所 → 目的地 → (自家用車) (4. 2km) : 勤務場所 → (自家用車) 旅行経路

(4. 2km)

8km(1km米<sup>満</sup>と を 1

.||-

8. 4km

II

4. 2km

+

: 4. 2km

旅費計算

256円 Ш 田 32 単価 × 8km ⇑

| 4km以上 | 経済的な経路(必要に応じて実費) | 距離×@32円  | 支給しない  |
|-------|------------------|----------|--------|
| 4km未滿 | ※実費              | ※距離×@32円 | 支給しない  |
| 公公    | 一般交通機関           | 自家用車等    | 車甾苓    |
|       | ⊹                | 通書       | 其<br>— |

※行程4km未満は原則支給しないが、公務上必要な場合は,一般交通機関に

ついては実費,自家用車等は「距離×単価32円」を支給する.

# 【改善点】

在勤地内旅行の廃止により,在勤地内・外の判定が不要になり,内国旅行 の旅費計算方法が統一されることとなるため、人的な旅費システム入力誤り の防止及び旅費事務の簡素化・効率化が図られる 第2号議案

### 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

教育職員の免許状に関する規則(昭和30年宮城県教育委員会規則第2号)の 一部を別紙のとおり改正する。

平成28年1月14日提出

宮城県教育委員会教育長 髙 橋 仁

# 教 育 の職 員 $\mathcal{O}$ 免 許 関状 に 関 す る 規 則 $\mathcal{O}$ 部 年を 宮 改 城正 す 育 規 委 則

正

す

教 育 職 員 免 状 に す る 規 則 昭 和 + 県 教る 員 会 規 則第二 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改

定 立 人 下 学 に 条 を 又 8 第 は る 校 1 う。 を 社 所 地 会 轄 項 11  $\mathcal{O}$ う。 E 福 庁 方 祉 公 規 中 共 定 法 人に を す 玉 寸 改 る 加 を 体 立 社 学  $\Diamond$ え が 玉 . 会 る。 設 大 校 立 \_ 福 学 大 置 祉 設 す 学附 学 法 置 る 法 置 校 学 人 教 する」の下に  $\mathcal{O}$ を 昭 校 玉 育 含 <u>\f}</u> 和 を 法 む。 学 1 う。 + 昭 校 六 和 玉 年 が 法 学 \_ 設 十 を 律 校 置 玉 <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 第 法 加 す 年 る学 兀 大 人 え 法 等 学 + 律 (」を、「所轄庁、 法 五. 校 第 一号) を 人 法 1 十 **一**、 う。 平 第二十二 六 学 \_ 成 校 を +第 条 法 五 に 免 改年 人 条 を 許 規 め法 第 定 1 法 律 う。 す 第 第 項 る 公 百 に 社 <u>寸</u> 条 + 規 会 第 学 定 号) 福  $\equiv$ 校  $\mathcal{O}$ す 項 下 る 祉 第 法に で  $\mathcal{O}$ 玉

第二 十二条 中一 次 に 掲 げ る 書 類」 を 特 別 非 常 勤 講 師 採 用 届 出 書 様 式 第 + 八 号 0 に 改  $\Diamond$ 

同 条 各 号 を 削 る

可 願 書 十三条 を 免 中 許 教 教 校科 諭 法以 人外 を  $\mathcal{O}$ 教 主 科 幹  $\mathcal{O}$ 教 教 諭 授 担指 任 導 許 教 諭 可 申 又 請 は 教 書 諭 に 改 め 免 許 教 科 以 外  $\mathcal{O}$ 教 科  $\mathcal{O}$ 教 授 担 任 許

様 附 式 則 第 第 項 号 中  $\mathcal{O}$ 学 及 U 様 \_ 式 第 を 学 九 校 号 を 法 次 人 等  $\mathcal{O}$ ょ 12 改 改  $\Diamond$  $\Diamond$ る る。

う

# 特別非常勤講師採用届出書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

所轄庁等

囙

教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、下記の者を特別非常勤講師として採用したいので届け出ます。

記

| 設 置 者                        |  |                  |                |
|------------------------------|--|------------------|----------------|
| 学 校 名                        |  |                  |                |
| 採用予定者                        | (フリガナ)<br>氏 名  | 生年月日 性 別         | 年 月 日<br>男 ・ 女 |
| 教授又は実習を担<br>任しようとする事<br>項の内容 | 教科等  | 左記教科等の領域の一部等     |                |
| 採用しようとする<br>期間               | 年<br>年<br>月  | 日から週当たりの日まで担当時間数 |                |
| 非常勤講師を必要とする理由                |  |                  |                |
| 上記の者を採用しようとする理由              |  |                  |                |
| 資格・免許等                       |  |                  |                |
| 学歴・業務歴等                      | 在学・在職期間<br>らでらでらでらでらでらでらでらでらでらでらでらでらでらでらでらでらずりまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまかまか | 履歴               | 事項             |

# 免許教科以外の教科の教授担任許可申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

設置名 按 在 地 校長氏名

印

教育職員免許法附則第2項の規定により、下記のとおり免許教科以外の教科の教授を担任することの許可について、別紙全教科別週時間担当状況一覧を添えて申請します。

記

| 職名 | 氏 名   | 最終学歴   |    | 色許状 | 許可申 | 請教科  | 許可申請事由 |
|----|-------|--------|----|-----|-----|------|--------|
| 柳石 | 1 1   | 教職経験年数 | (教 | 科)  | 教科名 | 週時間数 | 可可止的事情 |
|    | 印     |        |    |     |     |      |        |
|    | 114   |        | (  | )   |     |      |        |
|    | 印     |        | ,  |     |     |      |        |
|    |       |        | (  | )   |     |      |        |
|    | 印     |        | (  | \   |     |      |        |
|    |       |        | (  | )   |     |      |        |
|    | 印     |        | (  | )   |     |      |        |
|    |       |        | (  |     |     |      |        |
|    | 印     |        | (  | )   |     |      |        |
|    |       |        |    |     |     |      |        |
|    | 印     |        | (  | )   |     |      |        |
|    |       |        |    |     |     |      |        |
|    | 印     |        | (  | )   |     |      |        |
|    |       |        | `  |     |     |      |        |
| 担  | 任する期間 | 年      | 月  | 日 な | 126 | 年    | 月日まで   |
|    |       |        |    |     |     |      |        |

年度 第 号

# 免許教科以外の教科の教授担任許可書

学校名

校長氏名

年 月 目付けで申請のあった免許教科以外の教科の教授担任については、下記の とおり許可する。

年 月 日

宮城県教育委員会

記

| 職名 | 氏 名   | 教 科 名 | 職名    | 氏 名 | 教 科 名 |
|----|-------|-------|-------|-----|-------|
|    |       |       |       |     |       |
|    |       |       |       |     |       |
|    |       |       |       |     |       |
|    |       |       |       |     |       |
|    |       |       |       |     |       |
|    |       |       |       |     |       |
|    |       |       |       |     |       |
|    |       |       |       |     |       |
| 許可 | 「する期間 | 年月    | 月 日 だ | いら年 | 月日まで  |

教育職員の免許状に関する規則(昭和三十年宮城県教育委員会規則第二号) 新旧対照表

| 式第十九号)を提出しなければならない。<br>式第十九号)を提出しなければならない。<br>式第十九号)を提出しなければならない。 | 講師採用届出書(様式第十八号の二)を提出しなければならない。当免許状を有しない者を講師に充てようとする者は、特別非常勤第二十二条 免許法第三条の二の規定により各相当学校の教員の相          | 第三条~第二十一条 (略) | 第一条~第二条 (略) 第一条~第二条 (略) 第一条~第二条 (略) 第二条の二 この規則で「所轄庁等」とは、大学附置の国立学校 (国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第二項に規定する国立大学法人を含む。)が設置する学校をいう。) 又は公立学校 (地方公共団体が設置する学校をいう。) の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人等(学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人(和立学校をいう。) 又は社会福祉法人(社会福祉法人等(学校法人(私立学校)) の教員にあってはその私立学校を設置する学校法人等(学校法人(私立学校の教員にあってはその私立学校を設置する学校法人をいう。) の理事長をいう。 |
|---|--|---------------|--|
| 新二十三条 免許法附則第二項の規定によりある教科の免許状を有第二十三条 免許法附則第二項の規定によりある教科の免許状を有      | 三 身体に関する証明書(様式第十号) 二 履歴書(様式第三号及び様式第三号の二) 一 無免許非常勤講師採用届出書(様式第十八号の二) 書類を提出しなければならない。 書類を提出しなければならない。 | 第三条~第二十一条(略)  | 第一条~第二条 (略)第二条~第二条 (略)第二条の二 この規則で「所轄庁等」とは、国立学校(学校教育法教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校をいう。)の理事長をいう。  |
| 免許教科以外の<br>が文言整理を行<br>で文言整理を行<br>でたもの。                            | たもの。<br>出書類を整理し<br>を整理し  |               | の。<br>理を行ったも<br>での。<br>での。<br>での。<br>での。<br>でので、<br>でので、<br>でので、<br>でので、<br>でので、<br>での、<br>での、   |

| 第二十四条~第三十四条 (略)<br>第二十四条~第三十四条 (略)<br>1 (略)<br>2 第二条の二の私立学校を設置する私立の特別支援学校及び分稚園の設置者(法人にあっては、その法人を代表する権限を有する者)を含むものとする。          | 改 正 後 |
|--|-------|
| (以下附則略)<br>(W下附則略)<br>(W下附則略)<br>(W)<br>(W)<br>(W)<br>(W)<br>(W)<br>(W)<br>(P)<br>(P)<br>(P)<br>(P)<br>(P)<br>(P)<br>(P)<br>(P | 現     |
| を行ったもの。<br>に伴う文言整理<br>に伴う文言整理  | 備考    |

| and the                               | 中中 安徽郑等,祖华                             | 表音音                     | 4°%             | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 日本の日本の第三             |                        | 非常職権動を必要<br>とする理由 | が開<br>が開      | 物数又は実践を担<br>住しようとする事 数 昇 等<br>後の内容 | 1         | # # # # # # # # # # # # # # # # # # # | 2  | 200 000 | 表有職員を訴佐藤日季の2第<br>ので届け出ます。                          |  | 计数据算数据双价 赛 | 益             | 株式第18号の2 | 様式第1号~様式第18  |
|---------------------------------------|--|-------------------------|-----------------|---------------------------------------|----------------------|------------------------|-------------------|---------------|------------------------------------|-----------|---------------------------------------|--|---------|--|--|------------|---------------|----------|--------------|
| 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 | 31 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 | 月 日から<br>月 日まで<br>月 日まで | か 神 経 路 間間翻り・ふむ |                                       |                      |                        |                   | 中 月 日まる 歯毛神器様 | 対側観光<br>被引送薬薬<br>の一指権              | tt 38 8 . | 34 用的每节                               |  |         | 教者権政治が指摘は他の主義と項の表示により、下降の者を特別が発動機能として採出したいので紹介的本土。 | 75-602 t 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |            | 特別非常動講師採用届出書  |          | 号 (略)        |
|                                       | dia dia                                |                         |                 | 情務書い                                  |                      | 数数又は実践を責任した  ルナナる専員のた券 | (ありがな)<br>郷加予定者氏名 | 本             | 型 题                                | · 特       | 月 日 舞笛に挟手しま                           | 教育職員免許                                       |         | 対表の教育教団会   | ¥  | 3          |               | 祭式第18号の2 | 様式第1号~樹      |
|                                       |  |                         |                 | 非常過請領を必要とする患由 上記の                     | 2.¥日 日 由<br>5.4日 日 由 | が                      | 名 (男・女) 生年月日      | 39            | chi.                               | re        | 程序に採用しますので届け出ます。                      | 教育職員免許法(昭和34年法律第147号)第3条の2第3項の規定により、下記の者を非常勤 |         | ā  |  |            | 無免許非常數稱斯採用品出書 |          | 号~様式第18号 (略) |
|                                       |  |                         |                 | 上記の者を採用しようとする理由                       | 40                   | 過過代の祖馬聯邦機              | 中 月 日生            |               |                                    |           |                                       | の共行により、下記の着を手が                               |         | · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·              |  | # # #      | 詩             |          |              |

|           |                        |     |            |     |     | D P                       |  | (数)   | 2,000           | 株式前19号              |  |
|-----------|------------------------|-----|------------|-----|-----|---------------------------|--|---|-----------------|---------------------|--|
| が 住 4 る 週 |                        |     |            |     |     | 2F                        |  |   | 岩城市教育委員会 题      |                     |  |
| 五         | <b>型</b> :             | P P | <b>2</b> 2 | #   | #   | E.                        | 5000   | 今日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日  | illi            | 2.許数草               |  |
| #         |                        |     |            |     | 1   | 大学 中華 中華                  | 1  | 学 校 名 所 在 被 所 在 被 所 在 被 所 在 被 所 在 被 所 在 被 所 在 被 を を を を を を を を を を を を を を を を を を | 19              | 免許教科以外の教科の教授担任許可申請書 |  |
| A B       |                        |     |            |     |     | 所有免刑款                     | P0 8   | 学校名<br>所在基<br>校原氏名<br>校原氏名  | 38<br>38        | の教授担                |  |
| 9-6       |                        |     |            |     | 1 1 | 4 2 4 4                   |  | 中央の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の  |                 | 任許可申請               |  |
| #         |                        |     |            |     |     | #                         |  | を行う教授 8   | 3               | - 時                 |  |
| H 44      |                        |     |            |     |     | 许可申請事由                    |  | 世 田   |                 | 2                   |  |
|           | 中 今 28                 |     |            |     |     | 数 編 元 名<br>(本人著名文は記名評訂    | で有職員免許批解UI)<br>一可されるよう。別様  | <b>亚维斯斯州委用会</b>   |                 | 銀式第19号              |  |
|           | は 本 製土 5.14 日 日 本 第土 副 | ( ) |            | ( ) | _   | <b>斯林斯斯</b> 斯             | 教育職員発育運輸出施2組の知定により、下記の当おり発育教育以外の教体の2<br>参拝用されるよう、別議全教科出通時間担当状況・戦を移えこの難いします。<br>問     | 機 提起 中央 安元 在 基 在 基 在 基 在 基 在 基 在 基 在 基 在 基 在 基 在                                    | 可是              | 色質要型以外の数字の数段在出年回翻書  |  |
|           | がま 5.44 日 日 本 独土       |     |            | £ 3 | _   | 是等學類 语名色片状<br>等最高原介的 (数件) | 教育機関発育化野川独立省の選挙により、下記の当該5条件教科ジ外の教教の教理を担任することに呼ぶ合わるよう、別議会教科別掲号周担当教院一教を移えてお願いします。<br>同 |   | <b>学成 华 月</b> 日 | 色質教制以外の教养の教院単任許可顧者  |  |

| (以下略) | 新 日 中 日 田 中 日 田 田 の 中 日 田 田 の 中 日 田 田                   |   | · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·              | e<br>=   | ************************************* |
|-------|---|---|--|--|---------------------------------------|
| (以下路) | 連 題 田 市 井 田 市 市 井 田 田 市 市 井 田 田 市 市 井 田 田 市 市 井 田 田 田 田 | 京 | 年 2. 日<br>2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2 | で第420年が後間は昨日出帯<br>日 14 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 | 事(禁23字 現 行                            |
|       |   |   |  | の。を変更したも許可に係る様式  | 教科の教授担任の                              |

| <u>1</u>          |   |
|-------------------|---|
| この規則は、            |   |
|                   | 改 |
| 一十八年四             |   |
| 平成二十八年四月一日から施行する。 | 正 |
| ~ら施行す             | 後 |
| う<br>る。           |   |
|                   |   |
|                   |   |
|                   |   |
|                   | 現 |
|                   |   |
|                   |   |
|                   | 行 |
|                   |   |
|                   |   |
|                   | 備 |
|                   | 考 |

#### 平成28年度以降の初任者研修について

#### 1 初任者研修の概要

初任者研修は、新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定により、現職研修の一環として、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を習得させることを目的として実施している。

#### 〈現在の実施状況〉

期 間:2年間

内 容:機関研修(校外研修) 1年目:18日,2年目:7日

勤務校研修(校内研修)1年目:150時間,2年目:研究授業等を2回実施

指導体制:指導教員を配置し、初任者の校内研修等の指導にあたるほか、初任者研修受講の際にク

ラスの授業等を受け持つ,後補充非常勤講師を配置する。

#### 2 初任者研修見直しの趣旨

近年の大量退職時代の到来に伴い新規採用者が大幅に増えており、今後もこの傾向が続くものと 見込まれている。一方で、学校現場においては、今もなお続く東日本大震災の影響や高度化・複雑 化している教育課題、新たな学びに関する実践等に的確に対応しながら、人材育成にも取り組んで いくことが求められている。

このような中、学校現場における先輩教員から新任教員等への指導力の伝承や教員の研修の質と 量の確保など、これまで培われてきた教員の資質能力を育成する機能が失われつつあることが指摘 されている。

これらのことから、これからの宮城の教育を担う教員の資質能力を着実に養成していくため、平成28年度以降の初任者研修を見直すもの。

#### 3 初任者研修見直しの観点

#### (1) 初任者の着実な育成に向けた研修の充実

初任者に必要な基礎的・基本的な事項を着実に養成するため、初任者が身につけたい力と年次の目標を明示し、研修を実施する各機関の役割分担を明確化するとともに校内研修の充実を図る。

#### (2) 初任者の多忙感と学校の負担の緩和

年度当初からの学習指導や学級経営の実務遂行と効果的な研修を両立するために,初任者の多 忙感と学校の負担の緩和を図る。

#### (3) 実効性のある研修体制の整備

これまで実施してきた初任者研修の運営上の問題点や改善が望まれる事項から、実施方法の改善や効率化を図るとともに、人材が不足している非常勤講師の確保の方策を講じる。

#### 4 平成28年度以降の初任者研修

#### (1) 初任者の着実な育成に向けた研修の充実

#### ① これまで2年間で実施していた初任者研修の期間を3年間とする

|        | 年次    | 1年目   | 2年目    | <br>合計        |
|--------|-------|-------|--------|---------------|
| 平成27年度 | 機関研修  | 18日   | 7日     | 25日           |
|        | 勤務校研修 | 150時間 | 授業研究2回 | 150時間<br>授業研究 |



|        | 年次    | 1年目   | 2年目    | 3年目 | 合計            |
|--------|-------|-------|--------|-----|---------------|
| 平成28年度 | 機関研修  | 15日   | 7日     | 3日  | 25日           |
|        | 勤務校研修 | 150時間 | 授業研究2回 |     | 150時間<br>授業研究 |

#### 〈3年目の研修〉

採用から3年目を迎え,各自が2年間の経験を振り返り,研修が必要だと考えている課題等に応じて研修を選択する。また,これから自分が目指す教師像を確立する機会となる研修を設定し,資質能力の伸長を促す。〔選択研修2日,機関研修(総合教育センター研修)1日〕

#### ② 初任者が身につけたい力として、研修の目的となる3つの観点を示す

| 身      | 学習指導力  | 生徒指導力  | 人的資質   |
|--------|--|--|--|
| に付けたい力 | <ul><li>・授業技術</li><li>・教材研究</li><li>・児童生徒評価</li><li>・道徳教育</li><li>・ICT活用 等</li></ul> | <ul><li>・学級経営</li><li>・児童生徒理解</li><li>・教育相談</li><li>・志教育</li><li>・特別支援教育</li><li>等</li></ul> | <ul><li>・心構え</li><li>・服務規律, モラル</li><li>・メンタルヘルス</li><li>・コミュニケーション</li><li>・情報リテラシー 等</li></ul> |

#### ③ 基礎的・基本的な能力を3年間の研修でしっかりと身につける

| 年 | 1 年目:基本的資質の育成 | 2年目:実践的指導力の育成 | 3年目:資質能力の伸長   |
|---|---------------|---------------|---------------|
| 次 | 教員の基本的資質や児童生徒 | 授業・学級経営の実践的指導 | 2年間を振り返り、個々の課 |
| 0 | 理解力・授業力の基礎を身に | 力を身につける       | 題や勤務校の役割に応じた研 |
| 標 | つける           |               | 修に取り組む        |

#### (2) 初任者の多忙感と学校の負担の緩和

#### ① ゆとりのある年間の研修日程を設定する

1年目の機関研修の日数を減じて、これまでに比べゆとりある日程で実施し、より校務との両立を図ることができるようにする。

#### 〈1年目機関研修日数〉

#### 【小中学校】

|        | センター | 教育事務所<br>地域事務所 | 市町村<br>教育委員会 | 合計  |
|--------|------|----------------|--------------|-----|
| 平成27年度 | 11日  | 5日<br>(終日5日)   | 2日           | 18日 |



|        | センター | 教育事務所<br>地域事務所    | 市町村<br>教育委員会 | 合計  |
|--------|------|-------------------|--------------|-----|
| 平成28年度 | 9日   | 4日<br>(終日2日·午後2日) | 2日           | 15日 |

#### 【特別支援学校小中学部】

|        | 総合教育<br>センター | 教育事務所<br>地域事務所 | 合計  | 7 |        | 総合教育<br>センター | 教育事務所<br>地域事務所    | 合計  |
|--------|--------------|----------------|-----|---|--------|--------------|-------------------|-----|
| 平成27年度 | 13日          | 5日<br>(終日5日)   | 18日 | 5 | 平成28年度 | 11日          | 4日<br>(終日2日·午後2日) | 15日 |

#### 【高等学校·特別支援学校高等部】

|        | 総合教育<br>センター | 合計  | 7 |        | 総合教育<br>センター | 合計  |
|--------|--------------|-----|---|--------|--------------|-----|
| 平成27年度 | 18日          | 18日 | 7 | 平成28年度 | 15日          | 15日 |

#### ② 年度当初の多忙感を緩和する

小・中学校の初任者については、年度初めの機関研修の回数を減じて、学級経営等に充てる時間を増やし、多忙感を緩和する。

#### 〈総合教育センターの月別研修日数〉

|        |    | 機関研  | ₩(総合 | お育セン | /ター) |     |   |        |    | 機関研  | ₩(総合 | う教育セン | /ター) |    |
|--------|----|------|------|------|------|-----|---|--------|----|------|------|-------|------|----|
|        | 4月 | 5月   | 6月   | 7月   | 8月~  | 計   | 1 |        | 4月 | 5月   | 6月   | 7月    | 8月~  | 計  |
| 平成27年度 | 2日 | 1日   | 2日   | 3日   | 3日   | 11日 | 4 | 平成28年度 | 1日 | 1日   | 1日   | 3日    | 3日   | 9日 |
|        | 年  | 度初:5 | B    | (宿泊) |      |     |   |        | 年  | 度初∶3 | B    | (宿泊)  |      |    |

#### 〈4月~5月の研修内容〉

- ・開講式,新任教員に期待すること,本県教育の現状と課題
- ・教員の服務と研修、みやぎの志教育、メンタルヘルス、防災教育、震災後の対応と取組
- ・「学力向上に向けた5つの提言」を踏まえた授業づくり

#### (3) 実効性のある研修体制の整備

#### ① 機関研修を実施する各機関の役割分担を明確化する

| 実施<br>機関 | 総合教育センター         | 教育事務所·地域事務所     | 市町村教育委員会       |
|----------|------------------|-----------------|----------------|
| 役割 分担    | 基礎的・基本的な知識や理論の育成 | 授業実践力(授業づくり)の向上 | 地域の特徴や実情に応じた研修 |

#### ② 勤務校研修でのOJTを効果的に推進できる校内体制の構築を図る

| 方 策      | 説明  |
|----------|---|
|          | OJTの実践例やチェックシート等を例示し勤務校研修の実践と充実を支援する。         |
| メンター制の導入 | メンター(=相談役)を中心として、学校全体で組織的に初任者の精神面でのサポートに取り組む。 |

#### ③ 初任者研修実施時の授業等の後補充(非常勤講師)確保のための取組を推進する

| 方 策          | 説明                                  |
|--------------|-------------------------------------|
| 退職教員への要請     | 退職予定の教員にライフプランセミナー等において周知・要請していく。   |
| ストレートマスターの活用 | 講師として適格な学生を事前に指導の上、推薦いただくよう大学に依頼する。 |

# これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

(答申案のポイント)

#### 背景

- 〇教育課程·授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの視点からの
  - 授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応
- ○英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- ○「チーム学校」の実現

- | 〇社会環境の急速な変化
- ○学校を取り巻く環境変化
  - ·大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害
  - ・学校教育課題の多様化・複雑化

#### 主な課題

#### 【研修】

- ○教員の学ぶ意欲は高いが**多忙で時間確保が困難**
- ○自ら<u>学び続けるモチベーションを維持できる環境整備</u> が必要
- ○**アクティブ・ラーニング型研修**への転換が必要
- ○初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直し が必要

#### 【採用】

- ○優秀な教員の確保のための**求める教員像の明 確化、選考方法の工夫**が必要
- ○**採用選考試験への支援方策**が必要
- ○採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の 是正に配慮することが必要

#### 【養成】

- ○「<u>教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的</u> な学修」という認識が必要
- ○**学校現場や教職に関する実際を体験させる機会 の充実**が必要
- ○**教職課程の質の保証・向上**が必要
- ○**教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善** が必要

#### 【全般的事項】

- ○**大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組み**が必要
- ○**幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、**制度設計を進めていくことが重要
- ○新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要

【**免許**】〇義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要

#### 具体的方策

○ 養成・採用・研修を通じた方策~「教員は学校で育つ」との考えの下、教員の学びを支援~

# ベテラン段階 より広い視野で役割を果 たず時期

#### 中堅段階

「チ―ム学校」の一員とし て専門性を高め、連携・ 協働を深める時期

## 1~数年目

教職の基盤を固める時期

#### 現職研修の改革

#### 【継続的な研修の推進】

- 校内の研修リーダーを中心とした体制作りなど校内研修推進のための支援等の充実
- **メンター方式の研修(チーム研修)**の推進
- 大学、教職大学院等との連携、教員育成協議会活用の推進
- 新たな課題(英語、道徳、ICT、特別支援教育)やアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善等に対応した研修の推進・支援

# 初任研運用方針の見直し(校内研修の重視・校外研修の精選)2,3年目など初任段階の教員への研修との接続の促進

【初任研改革】

- 【十年研改革】
- ・ 研修実施時期の弾力化

#### 目的・内容の明確化(ミドルリーダー育成)

- 【管理職研修改革】新たな教育課題等に対応したマネジメント力の強化
- 体系的・計画的な管理職の養成・研修システムの構築

#### 採用段階

#### 採用段階の改革



- 円滑な入職のための取組(教師塾等の普及)
- 教員採用試験の共同作成に関する検討
- 特別免許状の活用等による多様な人材の確保

#### 養成段階

「学び続ける教師」の基礎 力を身につける時期

#### 養成内容の改革



- 新たな課題(英語、道徳、ICT、特別支援教育)やアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善等に対応した教員養成への転換
- <u>学校インターンシップ</u>の導入(教職課程への位置付け)
- 教職課程に係る實保証・向上の仕組み(教職課程を統括する組織の設置、教職課程の評価の推進など)の促進
- 「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の統合など科目区分の大くくり化

#### 教員育成指標

ı

#### 【現職研修を支える基盤】

- <u>(独)教員研修センターの機能強化</u>(研修ネットワークの構築、調査・分析・研究開発を担う全国的な拠点の整備)
- ・ 教職大学院等における履修証明制度の活用等による教員の資質能力の高度化
- i・ 研修機会の確保等に必要な<u>教職員定数の拡充</u>
- ■・研修リーダーの養成、指導教諭や指導主事の配置の充実

## ○ 学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

- 教育委員会と大学等との協議・調整のための体制(教員育成協議会)の構築
- ・教育委員会と大学等の協働による教員育成指標、研修計画の全国的な整備
- 国が大綱的に<u>教員育成指標の策定指針</u>を提示、<u>教職課程コアカリキュラム</u>を関係者が共同で作成
  - (グローバル化や新たな教育課題などを踏まえて作成)

#### 平成30年度(平成29年度実施)の教員採用選考について

#### 1 趣旨・経緯

平成元年1月12日付で宮城県教育委員会教育長と仙台市教育委員会教育長が締結した「政令指定都市の指定に伴う移譲事務等の取扱いに関する覚書及び移譲事務協議調書」に基づき、宮城県教育委員会(以下「県」という。)と仙台市教育委員会(以下「市」という。)は共同で教員採用候補者選考を行ってきた。平成26年6月に県費負担教職員の給与等の負担を指定都市へ移譲するための関連法が成立したことを受けて県と市で移譲に関する協議を開始し、平成26年12月19日付「県費負担教職員の給与負担等権限移譲に関する協議を進めるに当たっての基本的な考え方について」について県と市で合意したところである。この合意を踏まえて、市からの申出により、教員採用の実施方法等を検討し、平成30年度(平成29年度実施)教員採用選考より県と市がそれぞれの教育委員会において教員採用選考を実施することとした。

#### 2 変更内容

今回,実施主体を県と市とを別とする単独実施の形態に変更する。ただし,第1次選考の筆記試験については共通問題で実施し,同一日程で行う。また,第1次選考で実施していた実技試験,第2次選考については県と市がそれぞれで行う。

全ての校種について、それぞれの教育委員会においての教員採用選考となる。また出願受付、選考会場についても、県と市がそれぞれで行うこととする。

#### ※変更による実施内容の違い

|                       | 変更後     | 現行       |
|-----------------------|---------|----------|
|                       |         | (県市共同実施) |
| 選考実施主体                | 県単独     | 県市共同     |
| 募集ガイド、ポスター・パンフレット等    | 県単独で作成  | 県市合同で作成  |
| 募集要項                  | 県単独で作成  | 県市合同で作成  |
| 採用予定数                 | 県単独で決定  | 県市合同で決定  |
| 受験資格,選考方法等            | 県単独で決定  | 県市合同で決定  |
| 出願受付                  | 県単独で受付  | 県市合同で受付  |
| 選考会場                  | 県単独の会場  | 県市合同の会場  |
| 第1次選考の筆記試験問題の作成・印刷・採点 | 県市合同で作成 | 県市合同で作成  |
| 第1次選考の筆記試験の日程         | 県市同一日   | 県市同一日    |
| 第1次選考, 第2次選考 (実技試験含む) | 県単独で実施  | 県市合同で実施  |
| 合否判定                  | 県単独で決定  | 県市合同で決定  |



平成27年12月24日 宮城県教育庁教職員課 仙台市教育局教職員課

#### 「宮教委・仙教委教採に係る協議会」における合意事項等

平成元年1月12日付で宮城県教育委員会教育長と仙台市教育委員会教育長が締結した「政令指定都市の指定に伴う移譲事務等の取扱いに関する覚書及び移譲事務協議調書」に基づき、宮城県教育委員会(以下「県」という。)と仙台市教育委員会(以下「市」という。)が共同で行ってきた教員採用候補者選考について、平成26年12月19日付「県費負担教職員の給与負担等権限移譲に関する協議を進めるに当たっての基本的な考え方について」を踏まえて、平成27年6月から11月の間に開催した「宮教委・仙教委教採に係る協議会」において現時点で合意した事項は、下記1のとおりである。

また、平成29年度実施の教員採用候補者選考に係る事務を県・市それぞれにおいて、 円滑に事務執行できるよう留意事項を下記2のとおりまとめる。

記

#### 1 合意事項

#### (1) 実施形態の見直し

これまでの県と市の共同実施の形態を見直し、実施主体を県と市とを別とする単独 実施の形態に変更する。

ただし,第1次選考の筆記試験問題の作成,印刷及び採点並びにこの文書に基づき 協議した結果別に定める事務については,引き続き県と市が共同で行う。

#### (2) 見直しの時期

受験者への十分な周知期間確保の観点から、平成29年度に実施する「平成30年 度教員採用候補者選考」から変更する。

#### (3)募集ガイド・募集要項等

募集ガイド・募集要項等, 広報や出願に係るポスター・パンフレット等については, 県と市の考えに基づき, それぞれで作成する。

#### (4) 出願受付

出願受付については, 県と市がそれぞれで行う。

#### (5) 選考会場

選考会場については、県と市がそれぞれで確保する。ただし、東京会場については 同一会場の別教室等での実施も含め、引き続き協議する。

#### (6)筆記試験

- ・第1次選考の筆記試験については、共通問題として実施することを県と市がそれ ぞれの募集要項に明記する。また、筆記試験問題の表紙についても、共同で作成、 印刷及び採点する問題であることを全ての教科問題に表記する。
- ・県と市が共同で行う第1次選考の筆記試験の作成,印刷及び採点において,万が ーミスがあった場合には,県と市が共同で責任を負うものとする。

#### (7) 実技試験

実技試験については, 県と市がそれぞれで実施要領を作成し, 実施する。

#### (8) 第1次選考の筆記試験の日程

第1次選考の筆記試験の日程については、東北他県と同一日程での開催を基本に県と 市で事前協議を行い、東北・北海道ブロック人事主管課長会議に提案する。その後、東 北6県の動向を踏まえ、県と市で協議を行い決定する。

#### (9) 教職経験者特別選考

教職経験者特別選考については、移行措置等も含め、引き続き協議する。

#### (10) 模擬授業

模擬授業については、今後実施するかどうかも含めて、それぞれの要項を作成してい く中で引き続き協議する。

#### 2 留意事項

#### 円滑な事務執行のための配慮

平成29年度実施の教員採用候補者選考の事務が円滑に執行されるよう,県と市双方において十分配慮する。また,実施形態見直し前の教員採用候補者選考に係るデータ等関連情報の取り扱いについては,現行の共同実施の趣旨を尊重し,県市間において互いに有するデータの共有化を図るものとする。

#### 「平成26年度における不登校児童生徒の追跡調査」の結果について

#### 1 調査の目的

平成26年度学校基本調査において、本県の不登校児童生徒数が増加したことを受けて、平成26年度における不登校児童生徒の家庭環境や本人の特性、震災の影響等との関連等について追跡調査を行い、今後の不登校対策を講じる際の基礎資料を得ることを目的とする。

#### 2 調査対象 (仙台市を除く)

(1) 児童生徒質問紙調査: 県内公立小中学校不登校児童生徒 1,526人 (うち 小学校287人,中学校1,239人)

(2) **学校質問紙調査**:県内全公立小中学校 408校

(うち 小学校 266校, 中学校 142校)

#### 3 調査期間

平成27年9月1日から平成27年9月30日まで

#### 4 調査結果の概況 (詳細は別紙資料参照)

#### (1) 児童生徒質問紙調査

- ① 不登校になった学年は、中学1年からの不登校が、不登校児童生徒全体の約33.9%、中学生で不登校になった生徒の54%を占めており、依然として中1不登校が鮮明になっている。
- ② 不登校の要因は複合的ではあるものの、小学校では、「親子関係をめぐる問題」が多く、続いて「不安等の情緒混乱」「無気力」などの要因が見られる。中学校では、「無気力」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「不安等の情緒混乱」、「学業の不振」など、生徒自身に関わる要因の割合が高く、小中共に過去3年間同様の傾向を示している。
- ③ 不登校の要因と震災の影響について分析した結果,「震災の影響もあると思われる」と回答した不登校児童生徒の割合が小学校で9.4% (昨年度11.1%,一昨年度11.0%),中学校で5.7% (昨年度9.1%,一昨年度11%)となっており,減少の傾向にある。
- ④ 震災の影響としては、「家族関係や経済状況の変化」、「仮設住宅での生活や転居など住環境・ 生活環境の変化」、「転校等による学校環境の変化」などがあることが記述回答から明らかになっている。

#### (2) 学校質問紙調査

- ① 不登校児童がいない小学校では「子どもに声を掛け、子どもの声に耳を傾けること」「子どもに活躍の場を設定すること」に積極的に取り組んでおり、中学校では、不登校生徒出現率にかかわらず「良いところを褒めること」「子どもに声を掛け、子どもの声に耳を傾けること」に取り組んでいる。
- ② 早期発見・早期対応に関する項目については、不登校児童がいない小学校では「管理職への相談体制整備」「すぐチーム編成できること」「複数の目で見たり、教室以外での様子について情報を集めたりすること」などに積極的に取り組んでいる。中学校では、不登校生徒出現率にかかわらず、「管理職への相談体制整備」「養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの相談体制整備」への取組が充実している。
- ③ 事後の対応・ケアに関する項目については、不登校児童がいない小学校は、「いつでもチームで対応する体制」「教員相互の報告・連絡・相談体制」が整備されている。不登校生徒出現率が高い中学校は、「関係機関との連絡相談」が充実している。「不登校に関する研修」「関係機関について保護者に周知すること」については、出現率に関わらず全体として取り組んでいる割合が低い。

#### 5 今後の対応について

#### (1) 不登校に対応する人材の配置

いじめや不登校に関する学校内の情報を集約・一元化し、チーム会議を立ち上げるなど、組織として対応できるようにコーディネートする役割を担う「いじめ・不登校対策担当者」を全小中学校に校務分掌として位置付ける。また、これまでも実施している不登校児童生徒が多い市町村教育委員会や学校について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するほか、生徒指導支援員や訪問指導員の拡充を図っていく。

#### (2) 関係機関を含めた対応体制の構築

県庁内に支援チームを設置して、市町村教育委員会や保健福祉部局、学校現場等と情報を共有 し、相談窓口体制の確立、現場訪問体制の確立を図っていく。

#### (3)「学力向上に向けた5つの提言」の徹底

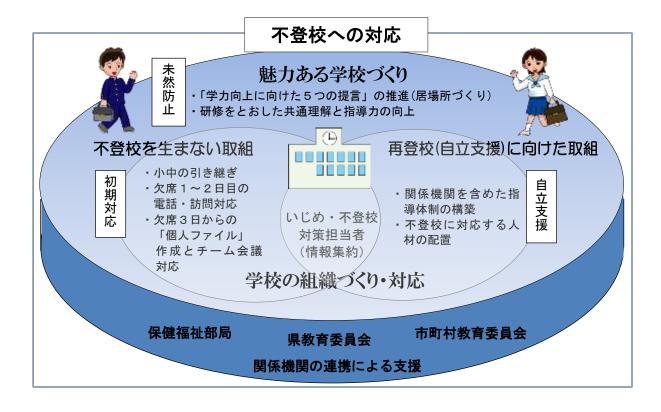
「子どもを褒めること、認めること」「子どもに声を掛け、子どもの声に耳を傾けること」に努めている学校ほど、不登校児童生徒出現率が低いことから、これらの取組が不登校の未然防止に有効であると捉えている。この取組は、「学力向上に向けた5つの提言」に合致するもので、調査結果からも、授業を核とした魅力ある学校づくりを推進する必要があると考えており、指導主事の学校訪問指導の機会を捉えて、提言の徹底を図っていく。

#### (4)「個人ファイル」作成による中1段階での不登校改善に向けた取組の充実

中1不登校が課題であり、不登校対策推進協議会でまとめたリーフレットに示してある「小・中学校の申し送り」や「欠席への初期段階での対応」について徹底するよう取り組んできているが、個人ファイルを作成することによって、支援が必要な情報と認識を共有し、きめ細かな対応をしていく。

#### (5) 研修をとおした共通理解と指導力の向上

追跡調査の結果を踏まえ、県内の全小・中学校の「いじめ・不登校対策担当者」等及び市町村教育委員会、教育事務所指導主事を対象に、「宮城県小・中学校問題行動等対応研修会」を開催し、県の対応策等について説明し共通理解を図っていく。また、生徒指導に関する有識者を講師として招聘し、「不登校を生まない対応の在り方や学校の組織的な取組」についての講演会を行い、学校での具体的な取組について研修を深めていく。



## 課長報告(3)別冊資料

#### 平成26年度における不登校児童生徒の追跡調査の概要について

#### 調査対象 (仙台市を除く)

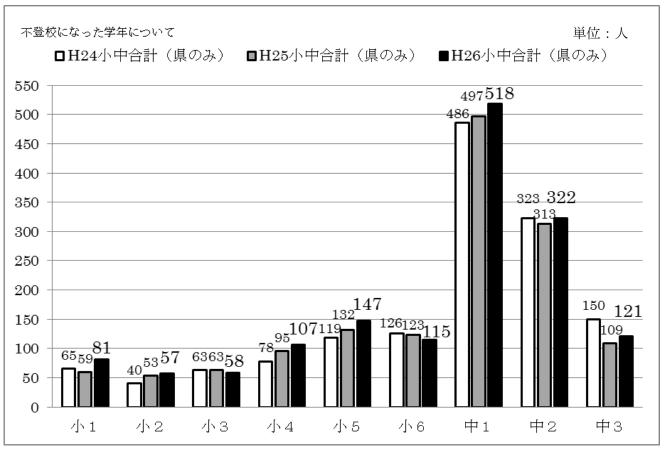
1 児童生徒質問紙調査:県内公立小中学校不登校児童生徒 1,526人 (うち 小学校 287人,中学校1,239人)

2 学校質問紙調査:県内全公立小中学校408校(うち 小学校 266校, 中学校 142校)

#### 1 児童生徒質問紙調査(仙台市を除く)

#### 1-① 不登校になった学年について※

※このデータは、平成26年度の全不登校児童生徒(1526人)について、 その児童生徒が、初めて不登校になった学年を調べたものです。



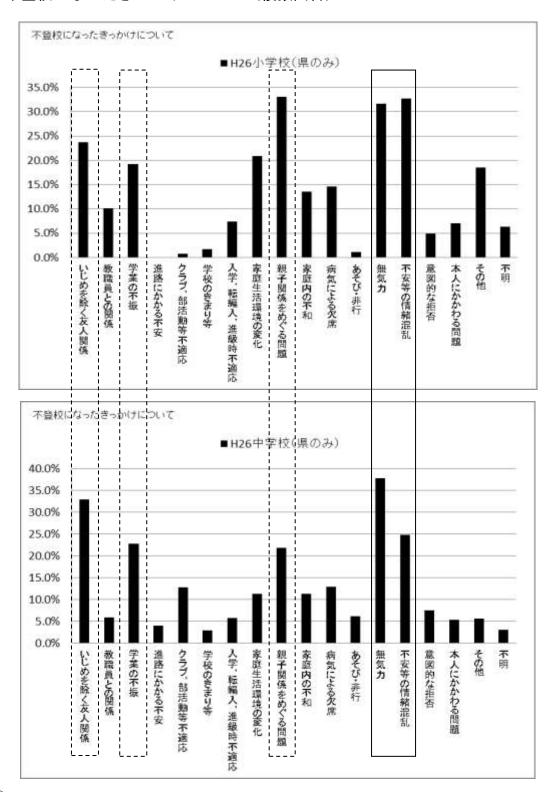
#### <考察>

昨年度と同様に小学校については、4年生及び5年生から不登校になる児童が比較的多い傾向が認められる。

中学校については中学1年生時に大きく増える傾向にあり、中学校1年生時に不登校になった生徒数は、不登校児童生徒全体の33.9%を占める。また中学2年生時に不登校になった生徒数も全体の21.1%となっており、この2つの学年のいずれかで不登校になった生徒数は、中学校で新たに不登校となった生徒の87%を占める。

小中学校段階での未然防止対策に加え、中学校段階での不登校生徒への初期対応が重要であるという点 については、昨年度の調査結果考察と同様である。

#### 1-② 不登校になったきっかけについて(複数回答)



#### <考察>

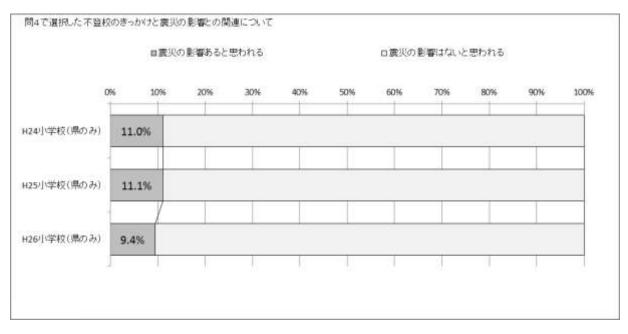
小中学校で共通して高いのは、「不安等の情緒的混乱」「無気力」である。

小学校では,「親子関係をめぐる問題」の割合が高い。

中学校では、「親子関係をめぐる問題」の割合が低くなるもの、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」 「学業の不振」の割合が高くなる傾向がある。

※ 「本人にかかわる問題」には、家族関係をめぐる精神的疾患、学校に登校すると腹痛を訴える、集団 生活不適応、怠業、友人や家庭にかかわる複合的事由が含まれる。

#### 1-( このきっかけと震災の影響との関連について





#### <考察>

小学校では9.4% (27名), 中学校では5.7% (71名)の児童生徒が「震災の影響もあると思われる」という調査結果となっており、小・中学校いずれも平成24年度調査時よりも若干の減少を示している(小学校32名→27名, 中学校105名→71名)。震災から4年(平成26年度末時点)が経過し、徐々に改善の傾向にあるものの、長期的な影響が残るものと考える。

### 1-4 「震災の影響もあると思われる」要因(記述式回答より抜粋)

### ○家族関係の急激な変化

- ・震災により祖母が亡くなり、父親が体調を崩したため、子どもも大きな心的負担を負うようになった。
- ・かわいがってくれていた祖母を震災で亡くし、さらに母がその祖母を子育てのよりどころにしていたことから、母自身も不安定になった。
- ・父親との死別で、母親と2人暮らしになったが、母親は夜勤の仕事で夜間に家にいない。

### ○家庭の経済状況の変化

- ・父親の失業
- ・みなし仮設暮らしであり経済状況が苦しい。

### ○住環境・生活環境の変化

- ・仮設住宅で生活するようになり、両親の仕事も不安定になった。母親が精神的に不安定になり、その母親に代わって子どもが家事をすることも多くなった。
- ・仮設や身寄りの関係で3度転校をしている。学区外通学も友人関係に影響している。

### ○学校環境の変化

- ・震災後、転校したことで友人関係が変わったことによるストレスがあった。
- ・原発の放射能からの回避のため福島から引っ越してきたが、新しい環境で友人関係の構築ができず、中 学校入学後も友人関係の改善が図れないことから、不登校となった。

### ○地震・津波への恐怖心

- ・余震が怖くて登校できないときがあり、友達から言われた何気ない言葉がストレスとなった。
- ・PTSD の症状が出ている。母親に甘えるようになる。

など

震災の影響についての記述内容については前年度と大きな変化はなく、家庭・学校環境の変化が 改善せず、長期化していると、児童生徒の不登校も長期化の傾向を示す。

様々な面で我慢を強いられる状態が継続すれば、問題行動が増加していくことが予想される。魅力ある学校づくりを推進して、学校で活躍の場を得られるようにしていくことで、ストレスを解消していくことが求められている。

### 2 学校質問紙調査(仙台市を除く)

「魅力ある学校づくり」「早期発見・早期対応」「事後の対応,ケア」の3観点について,現在の学校の取組状況を5段階評価で質問した。

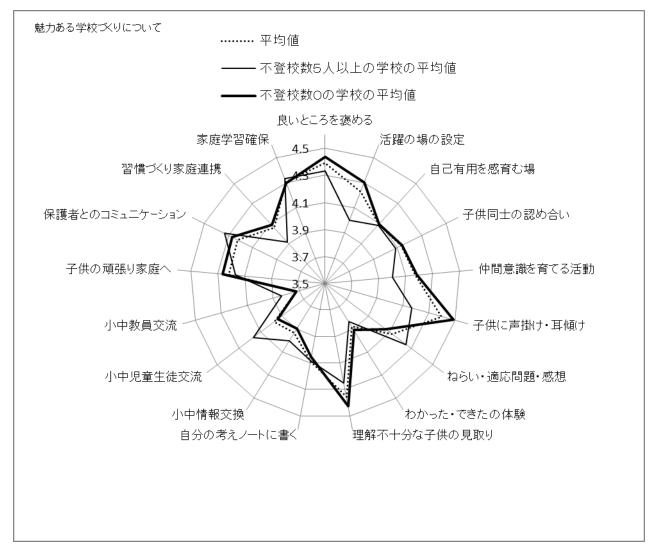
5…十分できている 4…ある程度できている 3…どちらともいえない

2…あまりできていない 1…できていない(検討中,準備中)

「魅力ある学校づくり」「早期発見・早期対応」「事後の対応,ケア」の3観点について、中学校については、不登校生徒出現率県平均以上の学校の平均値と、全国平均値未満の学校の平均値を比較した。小学校については、不登校児童数5人以上の学校の平均値と、不登校児童数0の学校の平均値を比較している。

### 2-① 魅力ある学校づくりについて

### 【小学校】

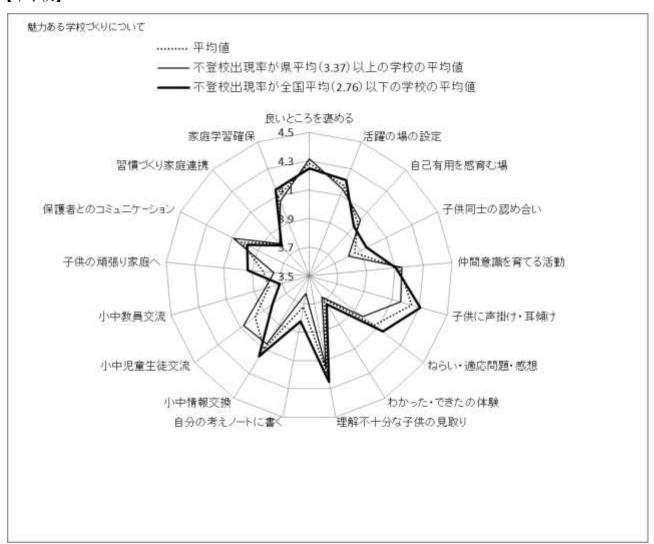


### <考察>

小学校では、「理解の不十分な子供の把握」「良いところを褒める」がよく取り組まれていることが分かる。一方で、小中の連携に関する項目はいずれも平均値が低く、充実が望まれる。

不登校児童いない小学校では、不登校児童数が5人以上の小学校に比べて、「子どもに声掛け、子どもの声に耳を傾けること」「一人一人の子どもに活躍の場を設定している」がよくなされていることが分かる。一方で、「小中の情報交換」や、「小中の児童生徒の交流」については、不登校児童数が多い学校の方がよく取り組まれ、中1不登校への対応に配慮していることが分かる。

### 【中学校】

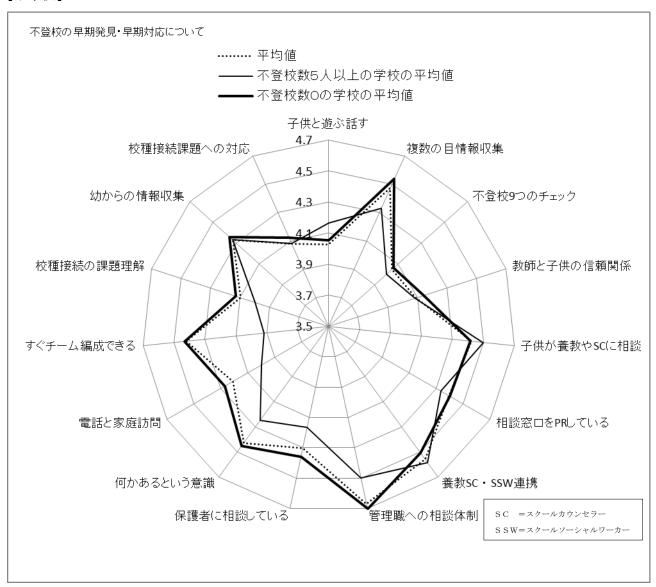


### <考察>

中学校では、不登校生徒の少ない学校は、「子供に声掛け、子供の声に耳を傾けること」に努めている。 全体的に平均値が低かった項目は、「分かった、できたなどの成功体験を味わわせる」、「自分の考えをノートに書かせる」、「小中の教員の交流」、「家庭との連携による基本的生活習慣の定着」である。

### 2-② 不登校の早期発見・早期対応について

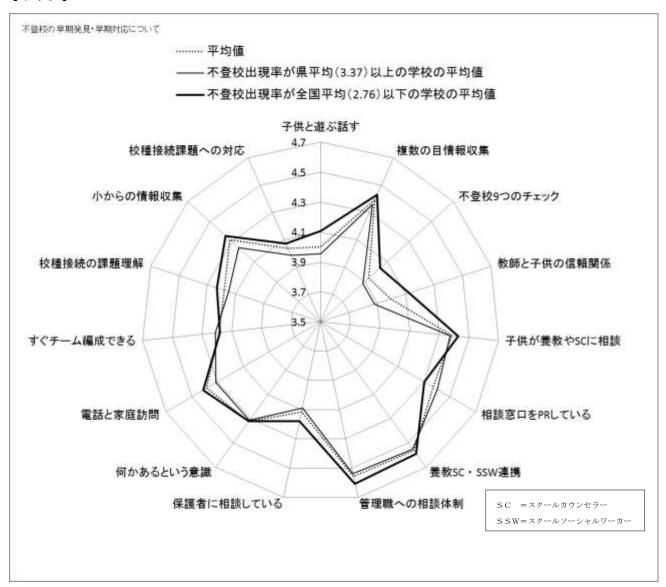
### 【小学校】



### <考察>

不登校児童がいない小学校では、「管理職への相談体制整備」、「すぐチーム編成できること」、「複数の目で見たり、教室以外での様子について情報を集めたりすること」などに積極的に取り組んでいる。

### 【中学校】

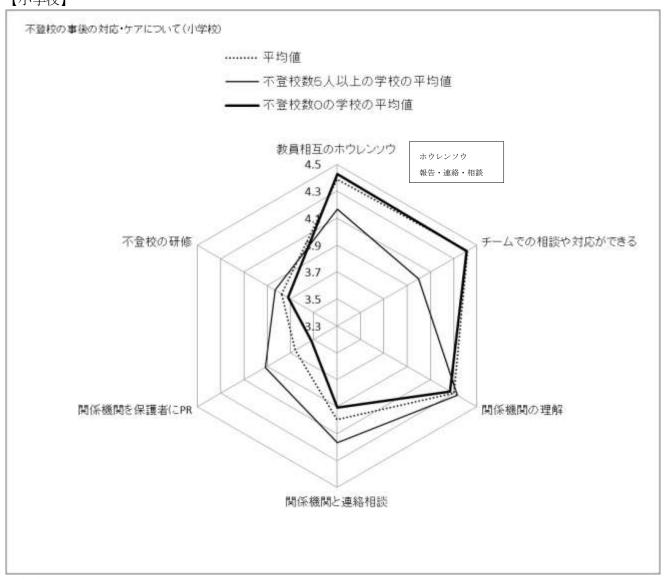


### <考察>

中学校では、不登校出現率の低い学校では、教師と子供の信頼関係が確保されている。また、不登校出 現率に関わりなく「管理職への相談体制」「養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカ ーとの連携体制」づくりに取り組んでいる。

### 2-③ 「不登校の事後の対応・ケア」について

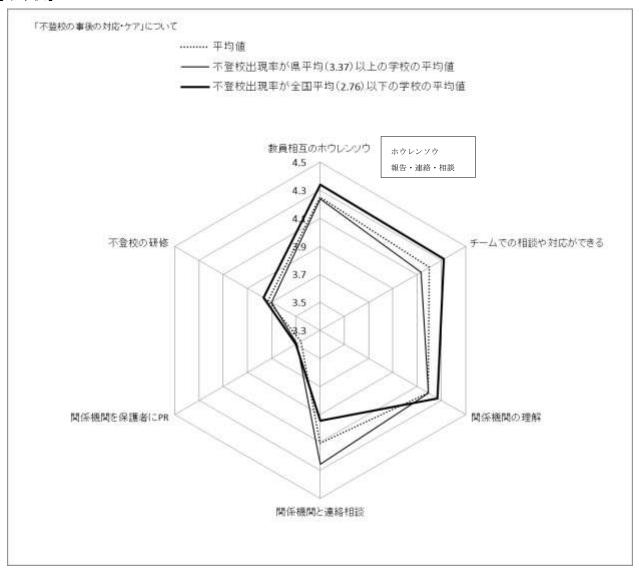
### 【小学校】



### <考察>

不登校児童が少ない小学校では、「いつでもチームで対応する体制整備」「教員相互の報告・連絡・相談体制」について取り組みが充実している。また、「関係機関の保護者に対する周知」については、不登校の多い学校が積極的に取り組んでいる。

### 【中学校】



### <考察>

中学校では、「教員相互の報告・連絡・相談体制」、「いつでもチームで対応できる体制整備」、「関係機関をよく理解している」がよくなされていることが分かる。一方で、「関係機関の保護者に対する周知」を進めながら、「不登校ついての研修」については、教員の指導力向上の観点からも充実させていかなければならない。

### (平成27年12月17日~平成28年1月13日) 째 教育庁関連情報

### 〇聖和学園高等学校男女サッカー部が「全国高等学校サッカー選手権大会」及び 「全日本高等学校女子サッカー選手権大会」に出場

サッカー全国大会に宮城県代表(男子),東北代表(女子)として出場する「聖和学園高等学校男女サッカー部」の選手及び関係者が、その報告のため1

月17日(木)に県を表敬訪問した。

### | 十分 | |

[男子] 大会名 第94回全国高等学校サッカー選手権大会

期 日 平成27年12月30日(水)~平成28年1月11日(月・祝)

会場 首都圏各地(決勝は埼玉スタジアム2002)

結 果 2回戦敗退

[女子] 大会名 第24回全日本高等学校女子サッカー選手権大会

期 日 平成28年1月3日(日)~1月10日(日)

会場 兵庫県各地 (決勝はノエビアスタジアム神戸)

結果 1回戦敗退

### 〇第3回宮城県学校給食「伊達な献立」コンクールを開催

学校給食における地場産物の利用や学校給食関係者の研鑽と意欲向上を目的 12, 第3回宮城県学校給食「伊達な献立」コンクールの第2次審査(最終調理 実技審査)及び表彰式を開催した。

### |大会概要|

開催日 平成27年12月25日(金)

会 場 公益財団法人宮城県学校給食会

 $^{\circ}$ 

表彰式 ①宮城県知事賞 岩沼市立岩沼北中学校

- ②宮城県教育委員会教育長賞 大崎市田尻学校給食センター
- ③公益財団法人宮城県学校給食会理事長賞 仙台市立沖野小学校
- ④宫城県 P T A 連合会長賞 大崎市立鹿島台小学校
- 宫城県立利府支援学校 ⑤宮城県連合小・中学校教育研究会学校給食研究部会長賞
- ⑥宮城県農業協同組合連合会宮城県本部長賞 大崎市立鳴子小学校
- ②宮城県漁業協同組合長賞 利府町みんなのお昼ポテト館



(担当:スポーツ健康課)



「宮城県知事賞」岩沼市立岩沼北中学校

() | H | H ごはん,かつおの竜田おろしソース,小松菜とさきいかのあえ物,カラフル米麺のスープ,りんごのゼリー

(担当:スポーツ健康課)

91名 91名 ③平成2年宮城インターハイ総合開会式で歓迎のことばを述べられた先輩から 委員長 (生徒代表) (教員) 噩 壓 ①宮城県高校生活動推進委員会生徒委員へ委嘱状の交付 ⑤デモンストレーション<塩釜高校少林寺拳法部> 各学校サポート委員会 ③山形県高校生活動推進委員会代表生徒との交歓 ④アトラクション<塩釜高校ダンス部> ②生徒委員長による決意表明 宮城県高校生活動推進委員会 のメッセージほか 田席者

### 〇平成29年度全国高等学校総合体育大会(南東北インターハイ 宮城県高校生活動推進委員会キックオフイベントを開催

の準備・運営支援活動を行うための県内の高校生による「宮城県高校生活動推進 平成29年度に開催される全国高等学校総合体育大会(南東北インターハイ) 委員会」が立ち上がり、キックオフイベントが開催された。

### 圏 類

平成27年12月24日 開催日

東北歷史博物館 講堂

平成29年度全国高等学校総合体育大会宮城県実行委員会 所 催 場主内

髙橋実行委員会会長と学校サポート委員代表生徒のみなさん

約200名 関係者計 ほか



委嘱状を受け取る松橋七海生徒委員長 (仙台三桜高)

「先輩からのメッセージ」で激励のことばを述べる安川洋子さん

また,積極的に取り組み,大会を支えることにより,選手と共に感動し,達成感を得ることを目的として

大会に出場する選手はもとより,県内の多くの高校生が大会の準備・運営支援などに主体的に携わり、

インターハイは、全ての高校生が主役となる高校生最大のスポーツの祭典です。

高校生活動の目的

宮城県高等学校体育連盟に加盟している全日制高校すべてに設置した「学校サポート委員会」を中心に、

高校生活動の活動内容

います。

高校生が校内や地域での D R 活動,会場地での清掃美化活動や大会運営補助活動などを行います

県内各支部の代表生徒などで構成される「宮城県高校生活動推進委員会」



塩釜高校少林寺拳法部による演武の様子

記念品製作やおもて

r.

各種イベントでのPR活動などを行います。

先催大会の視察,

なし活動などの企画,

また,

(担当:全国高校総体推進室)

## 〇平成27年度公立学校等職員表彰式及び教育庁職員表彰式を開催

職員の資質の向上と執務意欲の高揚を図るために,模範として賞賛すべき業績をあげ,または善行を行った職員に対し表彰 要綱に基づき,表彰を行った。

開催日 平成28年1月4日(月)

場 所 県庁2階 講堂

表彰者 教育長

被表彰者 公立学校等職員表彰

優秀教職員 11人(11件)

優良教職員 22人(18件)

※うち市町村立学校の優良職員(111人)は,各教育事務所で表彰

| 教育庁職員表彰 | 5 グループ (30 人)

4





(担当:総務課·教職員課)

-3

# 〇第41回全国高等学校総合文化祭(みやぎ総文2017) 生徒実行委員統括会議を開催

平成29年度に開催される「第41回全国高等学校総合文化祭(みやぎ総文2017)」の生徒実行委員統括会議を開催し、大会全体を企画運営する「生徒企画委員」と23の部門大会の運営を行う「部門生徒実行委員」が、初めて顔を合せてそれぞれの準備、活動の状況を報告した。

### [概要]

開催日 平成28年1月6日(水)

場 所 宮城野高等学校

内 容 ①各部門生徒実行委員長へ委嘱状の交付

②生徒企画委員からの活動報告

③部門生徒実行委員からの活動報告

④大会500日前イベント及び短冊プロジェクト ほか

出席者 43名

Ŋ

- 生徒企画委員は,「総務委員会」「総合開会式委員会」「パレード委員会」「広報イベント委員会」「国際交流委員会」の5つの委員会に分かれ,「みやぎ総文2017」大会の準備・開催に係る全体の企画運営を行います。
- 部門生徒実行委員は、演劇、合唱、囲碁など23の部門に 全国から参加する高校生が、日頃の活動の成果を十分に発揮 でき、相互の交流ができる部門大会の企画運営を行います。







(担当:全国高校総合文化祭推進室)

## 〇全国小学生バドミントン選手権大会で男子宮城県代表が第3位

北九州市で開催された第24回全国小学生バドミントン選手権大会において, 宮城県代表チームが男子団体で第3位に入賞し、選手及び関係者がその報告の ため, 1月7日(木)に県を表敬訪問した。

### 【大会概要】

9

大会名 第24回全国小学生バドミントン選手権大会 期 日 平成27年12月23日(水)~平成27年12月27日(日) 会 場 北九州市立総合体育館



(担当:スポーツ健康課)

### 〇全国都道府県対抗駅伝競走大会に「宮城県選手団」出場

道府県対抗女子駅伝競走大会に出場する男女宮城県選手団の選手及び関係者が、 天皇盃第 21 回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会及び皇后盃第 34 回全国都 その報告のため1月8日(金)に県を表敬訪問した。

### 【大会概要】

 [男子] 大会名 天皇盃第21回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会期 日 平成28年1月24日(日) 12:30スタート

 (女子) 大会名
 皇后盃第34回全国都道府県対抗女子駅伝競走大会期

 期
 日
 平成28年1月17日(日)
 12:30スタート

広島市(平和祈念公園⇔JR前空駅東)

会場 京都市(西京極運動公園⇔京都国際会館)



(担当:スポーツ健康課)

# 〇明成高校男子バスケットボール部が全国高校バスケ選抜優勝大会で3連覇達成

子バスケットボール部の選手及び関係者がその報告のため, 1月12日(火)に (ウィンターカップ) において, 3年連続4度目の優勝を果たした明成高校男 東京体育館で開催された第46回全国高校バスケットボール選抜優勝大会 県を表敬訪問した。

### [大会概要]

 $\infty$ 

東日本大震災復興支援 大会名  $JX - ENEOS \dot{\sigma} \wedge \lambda / \lambda / \gamma / \gamma = 0.15$ 

平成27年度第46回大会全国高等学校バスケットボール選抜優勝大会

平成27年12月23日(水)~平成27年12月29日(火) Ш

東京体育館 乘 <14

雇



(担当:スポーツ健康課)

## 〇ソニー仙台FCが第17回日本フットボールリーグで優勝

第17回日本フットボールリーグ (JFL) で初優勝を果たしたソニー仙台FC の選手及び関係者がその報告のため、1月13日(水)に県を表敬訪問した。

### 【大会概要】

第17回日本フットボールリーグ (2015) 大公名

(H)平成27年3月8日(日)~6月7日 2stステージ 平成27年6月20日(土) 1stステージ 型 ш

 $\sim 111115$ 

 $(\Box)$ 

 $\bigoplus$ 平成27年11月30日(月), 12月5日 チャンピオンシップ

参加チーム 16チーム

6

大会結果 (ソニー仙台)

第2位 1stステージ

チャンピオンシップ (ソニー仙台 VS ヴァンラーレ八戸) 第1位 2stステージ

第1戦

(PK 戦 2 - 4 ) 1 | | | | | | 第2戦



(担当:スポーツ健康課)

平成28年

### 月24日日午前10時から 思想意力 開場:午前9時30分

メッセみやぎ本館会議棟

社会生活の変化や震災の影響に伴い、子どもたちの生活が夜型化し、

望ましい生活リズムの維持が難しくなっている中で、 子どもたちが規則正しい生活習慣を確立できるよう、

ルルブルを社会総ぐるみで進めていく必要があります。

そこで、このフォーラムでは、東北大学の川島隆太教授が科学的な視点から 「なぜ、ルルブルが大切か」分かりやすく解説するとともに、

マラソンランナ<mark>ーで二児の</mark>母でもある千葉真子さんが、

川島隆太教授との対談を通して、ルルブルの大切さをお伝えします。

[**ノレノレフンレ**]とは…

子どもの健やかな成長に必要な

「しっかり寝ル・きちんと食べル・ よく遊ブで健やかに伸びル」

からとったものです!

### 脳科学から見たルルブル

東北大学加齢医学研究所 所長 川島隆太 教授



特別対談

### Let's JUID ! ~親子で豊かな体験を~

千葉 真子さん

川島 隆太教授 東北大学加齢医学研究所 所長



入場無料

- みやぎっ子ルルブル推進優良活動団体表彰
- 小学生ルルブルポスターコンクール表彰
- 基調講演
- 特別対談

### イベント会場(2階・会議室)

- ●社会体験コーナー(ニュースポーツゲームなど)
- ●ルルブルポスターコンクール入賞作品展示
- ルルブルパネル展示 など

### プログラム

### みやぎっ子くりょうしフォーラム

ステージ会場

10:00 開会式

...

10:00~12:30

(開場9:30)

10:10 みやぎっ子ルルブル推進優良活動団体表彰

小学生ルルブルポスターコンクール表彰

10:45

5 基調講演 東北大学加齢医学研究所 所長 川島隆太 教授

11:40 特別対談 川島隆太 教授 × 千葉真子 さん

7 PENDSUM.

みんなで あそびに

おいでよ

### イベント会場

10:00~12:30

●社会体験コーナー(ニュースポーツゲームなど)

●ルルブルポスターコンクール入賞作品展示●ルルブルパネル展示など

イベント会場内に、お子様(小学生以下)のキッズコーナーをご用意しています。

### お申込み

### ●申込み受付人数

先着350名様(事前申込み受付順とし、定員に達し次第、締切とさせていただきます)

●ご注意 受付確認のハガキ (入場整理券) の発送をもって受付確認に代えさせて頂きます。 受付締切となった場合は、その旨を下記ホームページに掲載します。

### ●申込み方法

- ・期間/平成28年1月13日(水)17:00まで
- ・①ホームページから電子申請、②Eメール
- ③ファクシミリのいずれかで必要事項をご記入の上、下記へ

<必要事項>

郵便番号、住所、代表者氏名、電話番号、人数(うち小学生以下のお子様の人数)

申込み先

●HP…http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyou-kikaku/ または「宮城県教育企画室 検索

**②**Eメール…kyoikupp@pref.miyagi.jp

**❸**FAX···022-211-3699

### ●問合せ先

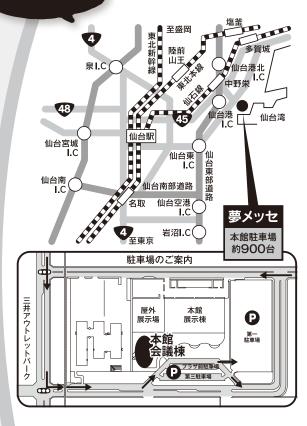
みやぎっ子ルルブル推進実行委員会事務局(宮城県教育庁教育企画室内)

·TEL 022-211-3616 (平日9:00~17:00)

### ●所要時間の目安

| 自動車 | Ē | ・仙台宮城I.Cから【約60分】。仙台港I.Cから【約5分】。仙台港北I.Cから【約5分】<br>・仙台駅から/国道45号線経由または新寺~産業道路経由【約40分】 |
|-----|---|--|
| J F | ? | JR仙石線で仙台駅から【約18分】、中野栄駅下車 →【徒歩 約15分】<br>→【タクシー 約5分】                                 |
| バフ  | ζ | 仙台駅から/宮城交通 仙台駅前50番乗り場(青葉通「アイリス青葉ビル」前)<br>から【約40分】                                  |

### アクセス



### FAXお申込み用紙 FAX番号022-211-3699 このまま切り取らずに送信してください。

| (〒 | _ | ) | 申込み年月日 平成 | 年 | 月 | В |
|----|---|---|-----------|---|---|---|
| 住所 |   |   |           |   |   |   |

電話番号(

)



### 資料配付(3)

教 第 3 1 8 号 平成27年12月22日

各市町村教育委員会教育長 殿

宮城県教育委員会 教育長 髙 橋 仁

### いじめ・不登校対策及び学校安全の体制整備について(依頼)

本県の教育行政につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県の公立小・中学校においては、東日本大震災以降、不登校の児童生徒の人数が増加傾向にあり、特に中学校で、不登校出現率が全国的に見て高い割合となっております。また、いじめについても数多く認知されており、震災後の心のケアも含め、いじめ及び不登校の早期発見及び早期対応といった迅速かつ的確な対策が急務となっております。

このことから、これまで培ってきた防災等における学校と地域、関係機関との連携を 一層強化することにより、全県を挙げて、総合的な学校安全及びいじめ・不登校対策の 体制整備を図りたいと考えております。

つきましては、下記のとおり対策の推進体制に係る人員配置等について御承知いただくとともに、貴教育委員会の学校における校務分掌等の整備に御協力くださるようお願いします。

記

### 1 いじめ・不登校対策担当者の設置

いじめ、不登校の対策については、これまで生徒指導主事(主任)等を中心に取り 組んでいただいております。しかし、生徒指導主事(主任)等は、いじめや不登校に 関する問題以外にも生徒指導全般に渡る幅広い職務を担っていることから、学校によ っては、いじめ等の防止対策及び事案発生後に、組織で対応するための情報共有や体 制づくりに十分な時間を割けない場合もあるということが指摘されております。

このため、いじめや不登校に関する学校内の情報を集約・一元化し、チーム会議を立ち上げるなど、組織として対応できるようにコーディネートする役割を担う「いじめ・不登校対策担当者」を、平成28年度から校務分掌として生徒指導部等の中に「いじめ・不登校対策担当者」を位置付けていただくようお願いします。(別紙1参照)

### 2 安全担当主幹教諭の配置

これまで、学校における防災体制の整備と防災教育の地域連携を推進するため、防災担当主幹教諭を各圏域の中心となる学校に配置してきたところですが、防災は学校安全の一領域でもあることから、自然災害にとどまらず学校管理下の事故全般について、地域内の学校や関係機関との意識共有を図ることが必要となっております。また、当該主幹教諭は地域の関係機関や地域内の学校との連携に取り組み、防災教育に関連して児童生徒の心のケアの取組の取りまとめ等を行ってきたところです。

平成28年度からは、防災担当主幹教諭がこれまで担ってきた役割に加え、さらに総合的な学校安全、いじめ、不登校対策等の地域連携の推進及び強化にも取り組むこととし、現在の「防災担当主幹教諭」を「安全担当主幹教諭」に改めますので御承知いただくようお願いします。(別紙2参照)

担当 教職員課小中学校人事班 副参事 奥山 勉 義務教育課指導班 副参事 前 田 正

### 「いじめ・不登校対策担当者」の役割等について

### 1 いじめ・不登校対策担当者の役割について

「いじめ・不登校対策担当者」は、校長の指導の下、いじめ・不登校対策を推進する校内の要として、主に次の取組を行う。

- ① 担任等がいじめやいじめの疑いを発見した(不登校の兆候に気付いた)場合や,児童生徒や保護者から担任等へ相談があった場合等に,それらの情報を集約・一元化する。
- ② ①に基づき、いじめ問題(不登校問題)への対応を協議するチーム会議の立ち上げを生徒指導主事(主任)と協議し、チーム会議の開催を教頭を通じて校長へ具申する。
- ③ ②を踏まえて全教職員等で確立・確認した、組織的な指導・援助の進捗状況を管理する。
- ④ ③を通じて得られた、いじめ・不登校防止への知見を踏まえ、魅力ある学校づくりの 充実・促進に向けた提言を全教職員へ行うとともに、その内容等を生徒指導主事(主任) や安全担当主幹教諭と連携し、保護者や地域へ情報発信する。
- ⑤ いじめ・不登校の未然防止に係る校内体制,及び,異校種・関係機関との連携体制を, 生徒指導主事(主任)や安全担当主幹教諭と連携して,不断の点検・整備に努める。

### 2 いじめ・不登校対策担当者の資質向上について

各地区における登校支援研修会や生徒指導担当研修会等への参加について御配慮願うとと もに、各学校の実情に応じて、宮城県総合教育センターが実施する、いじめ・不登校に関す る研修会を積極的に活用願います。

### 【総合教育センターの主な関連研修】

- ・不登校対応研修会 ・いじめ問題対応研修会 ・教育相談,生徒指導コーディネーター研修会
- ・人間関係づくり研修会 ・子供の心サポート研修会 等

### 3 いじめ・不登校対策担当者の設置に係る留意事項について

校務分掌における位置付けについては、既に「不登校対応担当」を校務分掌に位置付けて ある場合には、当該担当教員の職務に「いじめ対応」を追加することで対応するなど、各学 校・地域の実情や学校規模等を踏まえた実効性のある体制を御検討願います。

### 安全担当主幹教諭の役割等について

1 安全担当主幹教諭の役割について

### 【防災担当主幹教諭の役割】(従前の役割)

防災主任の中心的役割を担い、地域内の学校や市町村教育委員会及び自治体防災担当部局と 連携し、学校、家庭、地域社会が一体となった防災教育の推進に当たる。

なお,配置された学校においては地域の拠点校として,防災教育の先進的実践をまとめて,該 当地域内の学校等に広めるなどの取組も期待される。

- ① 防災教育の推進に係る地域における拠点校としての役割
  - ○学校と地域が連携して防災教育を推進していく体制の整備
  - ○域内の小・中学校等の防災主任への支援
  - ○防災教育に関する相談,情報提供
  - ○小・中学校等の教員に対する研修への協力
- ② 地域及び関係機関との連携
  - ○合同防災訓練等の実施に向けた、地域内の学校と自治体防災担当部局との連絡調整等

みやぎ学校安全基本指針(平成24年10月発行)P.30

### ※これを学校安全の3領域【災害安全、交通安全、生活安全(防犯含む)】に拡大



### (新たな役割)

### 【いじめ・不登校対策・心のケアに係る地域連携に関する業務】

いじめ・不登校対策等の地域連携体制を強化するため、地域の学校間及び関係機関との連携と 先進的実践の普及を推進し、地域内各学校のいじめ・不登校対策担当者【新設(別紙)】のリーダーを担う。

- ① いじめ・不登校対策等に係る地域における拠点校としての役割
  - ○地域内のいじめ・不登校対策担当者の連絡会議等を開催
  - ○各学校のいじめ,不登校対策,心のケアの体制整備の支援
  - ○小学校と中学校の円滑な接続、連携のための取組促進
  - ○いじめ・不登校対策、心のケアに関する取組事例の収集と普及
- ② 地域及び関係機関との連携
  - ○いじめ・不登校に関する、保健福祉機関、警察等の関係機関の連携体制の構築

### 2 安全担当主幹教諭の資質の向上等について

(1) 安全担当主幹教諭研修会への参加【防災担当主幹教諭研修を拡充】

現在実施している「防災担当主幹教諭研修会」を「安全担当主幹教諭研修会」に移行し、 研修内容を拡充し、これまで実施してきた防災に関する研修に加えて、いじめ、不登校対 策、不慮の事故対応等に関する研修を実施する。

(2) 地域の関連会議等への出席

安全担当主幹教諭としての役割に関連して、各教育事務所管内や地域において開催されている連絡協議会等に出席し、これまでの取組体制に関わっていくとともに、情報共有や今後の方策等に取り組んでいく。

### 〈出席が必要となる関連会議の例〉

- ・圏域毎みやぎ防災教育推進ネットワーク会議 ・市町村通学路安全推進会議 ・学校警察連絡協議会
- ·生徒指導連絡協議会 ·問題行動等対策推進協議会 等

### 平成28年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況(12月末現在)について

|     |                  | H27.3月末 | H27.7月末 | H27.8月末 | H27.9月末 | H27.10月末 | H27.11月末 | H27.12月末 | 前年同月   | 増減<br>(当月一前年同<br>月) |
|-----|------------------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|--------|---------------------|
| 内定率 |                  | 98.9%   | _       | _       | 44.0%   | 67.6%    | 84.1%    | 91.0%    | 90.0%  | 1.0%                |
|     | 男子               | 99.3%   | _       |         | 46.9%   | 69.7%    | 85.3%    | 92.2%    | 92.0%  | 0.2%                |
|     | 女子               | 98.3%   | _       | -       | 40.3%   | 64.8%    | 82.4%    | 89.4%    | 87.3%  | 2.1%                |
|     | 全国平均             | 97.5%   | _       | _       | _       | 73.4%    | _        | _        | _      | _                   |
| 内訓  | 5                |         |         |         |         |          |          |          |        |                     |
| 卒第  | <b>美者</b>        | 19,917  | 19,861  | 19,850  | 19,839  | 19,827   | 19,808   | 19,790   | 19,957 | -167                |
| 進学  | <sup>丝</sup> 希望者 | 14,900  | 14,609  | 14,622  | 14,628  | 14,689   | 14,761   | 14,790   | 14,959 | -169                |
| 臨時  | 時的仕事希望者          | 243     | 30      | 41      | 52      | 82       | 91       | 111      | 135    | -24                 |
| 進路  | 8未定者             | 44      | 193     | 136     | 107     | 98       | 90       | 65       | 86     | -21                 |
| 就職  | 战希望者             | 4,730   | 5,029   | 5,051   | 5,052   | 4,958    | 4,866    | 4,824    | 4,777  | 47                  |
|     | 県内               | 3,845   | 4,397   | 4,292   | 4,247   | 4,103    | 3,986    | 3,942    | 3,909  | 33                  |
|     | 県外               | 885     | 632     | 759     | 805     | 855      | 880      | 882      | 868    | 14                  |
| 内訳  | 職安·学校紹介          | 4,098   | 4,204   | 4,217   | 4,198   | 4,224    | 4,227    | 4,227    | 4,163  | 64                  |
|     | 緣故∙自営            | 265     | 130     | 149     | 167     | 178      | 192      | 193      | 213    | -20                 |
|     | 公務員              | 367     | 695     | 685     | 687     | 556      | 447      | 404      | 401    | 3                   |
| 就職  | 战内定者             | 4,677   | _       | _       | 2,223   | 3,350    | 4,091    | 4,389    | 4,300  | 89                  |
|     | 県内               | 3,798   | _       | _       | 1,712   | 2,629    | 3,281    | 3,538    | 3,478  | 60                  |
|     | 県外               | 879     | _       | _       | 511     | 721      | 810      | 851      | 822    | 29                  |
| 内訳  | 職安•学校紹介          | 4,066   | _       |         | 2,176   | 3,216    | 3,710    | 3,932    | 3,818  | 114                 |
| [ ] | 縁故•自営            | 245     | _       | _       | 46      | 82       | 116      | 136      | 143    | -7                  |
|     | 公務員              | 366     | _       | _       | 1       | 52       | 265      | 321      | 339    | -18                 |
| 就職  | 战未内定者            | 53      | _       | _       | 2,829   | 1,608    | 775      | 435      | 477    | -42                 |
| 月間  | <b>『受験者数</b>     | 71      | _       | _       | 4,153   | 1,074    | 695      | 330      | 347    | -17                 |

### 【概況】※()内は前年同月

① 就職内定率 : 9 1. 0% (90.0%)

② 進路希望の : 進 学 7 4. 7% (75.0%) 就職 2 4. 4% (23.9%) 割合状況 : 臨時的仕事 0. 6% (0.7%) 未定 0. 3% (0.4%) ③ 就職希望者の割合 : 県 内 8 1. 7% (81.8%) 県外 1 8. 3% (18.2%) 4 県内外の内定率 : 県 内 8 9. 8% (89.0%) 県外 9 6. 5% (94.7%) ⑤ 内定者の割合 : 県 内 8 0. 6% (80.9%) 県外 1 9. 4% (19.1%)

⑥ 学科別内定率

| 学科別内定率 | 普通科   | 農業科   | 工業科   | 商業科   | 水産科   | 家庭科   | その他   | 総合学科  |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平成27年度 | 85.8% | 91.6% | 97.4% | 94.1% | 91.3% | 89.7% | 82.2% | 94.4% |
| 平成26年度 | 85.3% | 94.7% | 96.4% | 88.3% | 92.9% | 90.4% | 87.5% | 92.5% |

### ⑦地域別内定状況

| 地域別内定率 | 仙台    | 大和    | 石巻    | 塩釜    | 古川    | 大河原   | 白石    | 築館    | 迫     | 気仙沼   |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平成27年度 | 88.3% | 96.9% | 85.9% | 88.9% | 94.8% | 91.9% | 96.2% | 95.9% | 92.8% | 95.1% |
| 平成26年度 | 88.0% | 93.0% | 84.9% | 86.8% | 92.2% | 90.8% | 98.3% | 95.9% | 92.0% | 95.0% |

### ⑧宮城労働局発表 県内求人倍率(11月末現在)(職安学校紹介のみ, ただし支援学校・通信制含む)

|        | 22年3月卒 | 23年3月卒 | 24年3月卒 | 25年3月卒 | 26年3月卒 | 27年3月卒 | 28年3月卒 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 県内求人数  | 3,297  | 3,489  | 4,389  | 6,418  | 7,443  | 9,040  | 9,409  |
| 県内求職者数 | 3,814  | 3,793  | 3,112  | 3,517  | 3,558  | 3,432  | 3,456  |
| 求人倍率   | 0.86   | 0.92   | 1.41   | 1.82   | 2.09   | 2.63   | 2.72   |